

## 《十和田市民憲章》

平成 19 年 11 月 30 日制定

わたしたちは、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬・八甲田の豊かな自然につつまれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。

わたしたちは、このまちに生きることに誇りと責任をもち、未来に羽ばたくまちをつくるため、ここに市民憲章を掲げます。

- 1、永遠(とわ)に輝く自然をいつくしみ、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1、わがふるさとを愛し、文化の香り高いまちをつくります。
- 1、誰もが健康で思いやりにあふれ、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、仕事に誇りをもち、活力のあるまちをつくります。

## 第 2 期十和田市過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 3 月 18 日

十和田市 企画財政部 政策財政課

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町 6 番 1 号

TEL:0176-51-6712(直通)

FAX:0176-24-9616

e-mail:[seisakuzaisei@city.towada.lg.jp](mailto:seisakuzaisei@city.towada.lg.jp)

